

新 旧 比 較 表

改 正 案	現 行
（成果物） 第 2 0 条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一～三 （略） （削る） 2 ～ 4 （略） （個人情報の取扱い） 第 2 6 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>安全管理</u>のために<u>必要かつ適切な措置</u>を講じなければならない。	（成果物） 第 2 0 条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一～三 （略） <u>四 容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。</u> 2 ～ 4 （略） （個人情報の取扱い） 第 2 6 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>適切な管理</u>のために<u>必要な措置</u>を講じなければならない。